

人工林資源保続支援基金 (愛称「Re:もりファンド」)

協力金拠出企業募集中



趣 意

北海道内の人工林資源を活用する企業等が、樹木の伐採後に植林が行われずに放置されている「造林未済地」を解消し、豊かな森林を将来に引き継ぐため、協力金を拠出して、植林や地拵え（植林のための土地の整備）などを支援しています。SDGsやゼロカーボン北海道の達成に必要な森林の再生に向けて、共に取り組みませんか？

北海道の森林を

将来に引き継ぐために…

北海道の豊かな森林を維持するため、基金により、造林未済地への植林・地拵えや、成長の早い苗木の生産のための支援を行っています。

<令和7年度事業>

造林未済地解消事業

造林意欲増進事業

クリーンラーチ採種園の管理事業



造林未済地解消イメージ

基金の仕組み

代表者・事務局
(北海道森林組合連合会)

基金の管理運営と
事務処理を実施

¥ 基金

協力金の拠出

協力金拠出者

北海道の人工林資源を
活用する企業等

管理運営委員会

北海道造林協会、北海道木材
産業協同組合連合会、
北海道山林種苗協同組合、
北海道市長会、
北海道町村会、北海道

事業計画の
策定等を実施

助成金の交付

事業支援

道内の造林未済地の解消
などに向けて取り組む主体

● 協力金拠出企業 令和6年度の実績（順不同）

■ 丸玉木材(株)

■ 物林(株)

■ 北海道森林組合連合会

■ 三津橋農産(株)

■ (株)関木材工業

■ (株)サトウ

(お申し込み・お問合せ先) 人工林資源保続支援基金事務局（北海道森林組合連合会内）

TEL：011-621-4293 FAX：011-644-3707

受付時間：平日 9:00～17:00

E-mail：shinrin-seibi@doshinren.or.jp

最新情報は北海道森林組合連合会による
HPをご覧ください。

Re:もりファンド



協力金は、一般の寄附金に該当し、法人税法第37条第1項の規定に基づく税制上の優遇措置により、一定の限度額まで損金に算入することが可能です。詳しくは、国税庁ホームページ等をご確認下さい。